

業 務 等 質 問 回 答 書

提出日：令和3年6月25日

発注機関名	産業労働部営業局	公 告 日	令和3年6月22日
業 務 名	県産品ECサイト送料無料キャンペーン応援事業委託業務		
質 問 内 容	再委託をする場合は、貴庁の承諾をいただければ50%等の上限をなく再委託することは可能という認識でお間違いないでしょうか。		

回答日：令和3年6月25日

回 答	<p>本業務の再委託については、委託者があらかじめ書面で承諾した場合に限り再委託出来るものとしております。（仕様書（案）10条、契約書（案）第15条）その際、金額上限の条件はございません。</p> <p>再委託の予定等については、企画書（様式第8号の附表）に再委託先、委託業務内容等を記載してください。企画書に記載していただく再委託の予定等を含めて審査をいたします。</p>
-----	---